

# 『隋書』 經籍志の位相と改訂復元法

清 水 凱 夫

## 一 『隋書』 經籍志中の錯綜・矛盾

『隋書』 經籍志について、嘗て内藤湖南博士は『支那目錄學』に於いて、『隋書』の編纂には唐初の有名な學者が關係し、殊にその志類は學者たちが専門々々によつて關係したので、經籍志の各種類の總説に於ても、沿革をよく概括し、今日に於ても、漢以來六朝の學問の變遷を知るには之に頼らねばならぬやうになつてゐる。(中略) ともかく、漢志以後、現存する目録としては、之に越えるものはない。と解説されている。このことからも明らかなように、斯界においては、『隋書』 經籍志は『漢書』 藝文志に次ぐ書目として重視され、確かに信憑性を有する書籍目録と認定されてきた。

その結果、例えば『文選』 の實質的編者特定問題に於いても、『隋書』 經籍志の「文選三十卷、梁昭明太子撰」という記事が確たる根據となり、以後ずっと歴代殆ど何ら検證されることはなく、『文選』 は昭明太子が「主持」して編纂したものと確信され続けてきた。これが原因となり、『文選』 編纂實態の追究を等閑にする事態が派生し、結果的には詞華集としての『文選』 の實像究明を全く停滞させることになつてしまつた。

錄を觀て、其の風流の體制を捨り其の浮雜鄙俚を削り、其の疏遠なるものを離し、其の近密なるものを合し、文を約し義を緒し、凡そ五十篇、各々本條の下に列し、以て經籍志に備ふ。」と明記してあるが、實際に『隋書』經籍志に記載されている書序は、「總序」から「佛經部序」まですべて加えて四十七篇しか存在せず、明らかに矛盾している。

これらの事實からも分かるように、同時期に編纂された諸文獻の記事や『隋書』經籍志各部の記載を照合検討してみると、相互に齟齬・矛盾するところが少なからず存在し、『隋書』經籍志の記事は一概には措信し難い。

また具體的な各類の書籍目録にしても、「右六十九部五百五十一卷。通計亡書合九十四部八百二十九卷」（經部易）などと記載されている合計部數・卷數は殆ど實際著錄されている書籍の合計部數・卷數（經部易の實數は七十部五百四十七卷。通計亡書一百八部九百卷）と合致しない。その上、「史部雜傳」に著錄されている「高僧傳六卷虞孝敬撰」「衆僧傳二十卷裴子野撰」がそのまま再び「子部雜家」に著錄されていたり、「子部儒家」に「諸葛武侯集誠二卷」「衆賢誠十三卷」「女鑒一卷」「婦人訓誠集十一卷」「婦人訓一卷」「曹大家女誠一卷」「貞順志一卷」と著錄されている書籍が何ら理由も擧げられないまま、再び「集部總集」に「衆賢誠集十三卷殘缺」「諸葛武侯誠一卷女誠一卷」「女誠一卷曹大家撰」「女鑒一卷」「婦人訓誠集十一卷并錄梁十卷宋司空徐湛之撰」「婦人訓一卷馮少胄撰」「貞順志一卷」という形で記載されたりする奇妙な事實が目立つ。つまり『隋書』經籍志には同一書が重複して著錄されていると判定され得る事象が相當多數存在しているのである。

更には、例えば「經部禮」に「梁有謐法三卷後漢安南太守劉熙注、亡」の如く「亡書」として記載されている「謐法三卷」は、「經部論語」に於いては「謐法三卷劉熙撰」と著錄され、明らかに「現在」（現存）する書として著錄されている。因みに『舊唐書』經籍志及び『新唐書』藝文志では、この書籍はいずれも「謐法三卷荀覲演、劉熙注」と著錄され、現存書として記載されている。

また『隋書』經籍志記載の體例にならえば、當然「梁有某書某卷某撰、亡」とあるべきところに「亡」という文字がなかつたり、逆に「亡」という文字が不要な箇所に「某書某卷某撰、亡」と記載されている現象が非常に多數見受けられる。<sup>(2)</sup>

このように『隋書』經籍志に於いては、「現存書」と「亡書」の記載すら相當混亂錯綜していることが多いので、當該の書が「現存書」か「亡書」かを明確に判定することはさえかなり困難な場合が少なくない。それ故、現存のままの『隋書』經籍志に據る限り、一概に内藤博士のように「ともかく、隋志に梁に梁にあつたと書いてあるものによつて、七錄の大部分は復活される。」（『支那目録學』）とは言い難い。

『隋書』經籍志全體を少し丁寧に見てみると、すぐに上述のような意外な錯綜・重複・矛盾・齟齬などといった杜撰な面が相當多數存在していることが明確に分かる。それ故、この書目は、そのままの形では到底從來言うような信頼性の高い書目とは認定し難い。

しかし、いくら以上のような多くの瑕疵・缺點を有するとは言え、これ以外により信憑性のある書籍目録が遺存しているわけではないから、南北朝以前の中國研究に於いては、『隋書』經籍志はなお殊に第一級の有効性ある重要基礎資料であることには違いない。

そこで、今後の南北朝研究の進展に裨益できるよう、『隋書』經

籍志編纂當時の時代情況を調査した上で具體的にその記載内容を、ほぼ同時期に編纂された『經典釋文』『羣書治要』『梁書』『陳書』『北齊書』『北周書』『隋書』『南史』『北史』や『北堂書鈔』『藝文類聚』『初學記』といった類書、或いは『顏氏家訓』『世說新語劉孝標注』『文選李善注』などの記事と一々比較検討することを通して、正確な『隋書』『經籍志』の編纂實態及び性質を究明し、より信憑性のある有効な書目に改訂復元してみたい。

## 二 『隋書』經籍志の位相 ——錯綜・矛盾の原因

具體的な改訂復元を試みる前に、可能な限り有効性ある改訂復元方法を模索すべく、まずは、『隋書』經籍志が内包する上述のような不可思議な錯綜・重複・矛盾・齟齬がどうして起こつたのか、その原因を考察しておこうとする。

『隋書』經籍志の内包する不可思議な瑕疵・缺點は、貞觀年間に太宗李世民の詔敕により、複數の學士の手を経て修改訂された、『五經正義』『五代史』『梁書』『陳書』『北齊書』『北周書』『隋書』『晉書』等にも共通して存在する現象である。何故、これらの書籍に共通してこのような不可思議な錯綜・矛盾等が存在しているのか。結論的に言えば、それは、勿論抄寫の際の誤記もあるが、大きくは貞觀年間に太宗李世民政權の企畫立案した多岐に亘る一連の國家統制事業があまりにも早急且つ強引に實行された結果、書籍の發掘蒐集及び修改訂の實務において相當無理と混亂が生じた爲に起こつたことであると認められる。玄武門事件において兄皇太子等を抹殺した上、父高祖に迫つて強引に帝位を譲受した李世民は、自らの政權基盤を維持安定させる爲に、

單に軍事力の強化だけではなく、思想面においても自らの正當性を確立し、文武兩面において正統な政權であることを立證誇示する必要に迫っていた。そこで、李世民政權は喫緊的重大な國家的事業として「經書」の定義や「正史」の修改訂事業を始め、作詩作文の参考書である「類書」の編纂事業にまで手を廣げ、陸續と企畫立案を實行に移し、多くの分野に於いて、やや強引に國是創建の爲の思想統制施策を實施していく。

るからである。

實際、例えば貞觀より少し前の、隋の開皇年間に修文殿の學士間で起つた曆術論争の事例を見れば、對立的問題が發生すると、いかにその解決が容易でなく、時間をするものであるかといふことが明確に分かる。

『顏氏家訓』省事篇には、修文殿に於いて曆法に關する意見の對立が發生し、專門學士十數人が數年に亘る論争を展開した擧げ句、決着がつかないまま、内史の通牒によつて議官の討論裁定に持ち込まれた事例が紹介されている。その時、議官の顏之推は裁定の不可能な理由を詳述し、審議返上の意見書を提出した。局内の貴賤の者全員が一致してこの意見に賛成した。ところが一禮官が面子を氣にして續行を強く主張し、朝夕、議官を召集して會議を開き、まる一年あれこれ審議を重ねた。しかし、結局は何ら付加も削除もできず、竟に裁定が下せないまま終わつてしまつたと記されている。

前に修文の令曹に在りしどき、山東の學士有り、關中の太史と歴を競ふ。凡そ十餘人、紛糾として歲を累ぬ。内史牒付して議官之を平す。吾執論して曰く、大抵諸儒の爭ふ所、四分并して減分の兩家のみ。歷象の要、以て晷景にて之を測るべし。今其の分を驗して薄蝕に至れば則ち四分疏にして減分密なり。疏なる者は則ち稱す、政令に寬猛有り、運行に盈縮を致す、算の失に非ざる也。密なる者は則ち云ふ、日月に遲速有り、術を以て之を求める。預め其の度を知れば、災祥無き也。疏を用ふれば則ち姦を藏して信ぜられず、密を用ふれば則ち數に任せて經に違ふ。且つ議官の知る所、訟する者より精なる能はず、淺を以て深を裁く、安んぞ月服する有らん。既に格令の司じる所に非ず、幸はくは當ること

勿きなり。曹の貴賤を擧げて、咸な以て然りと爲す。一禮官有り、此の議を爲すを恥ぢ、苦だ孜覈を加ふ。機杼既に薄く、以て測量する無し。還た復た訟人を探訪し、長短を窺望す。朝夕に聚議し、寒暑に煩勞す。春を背にして冬に涉り、竟に予奪無し。怨誚滋いよ生じ、赧然として退き、終に内史の迫る所と爲る。此れ好名の辱なり。

この曆術論争は『隋書』の「律歷志」や「張胄玄傳」に更に詳細に記載されている。權力者の楊素・牛弘等も複雑に絡み、張賓・劉暉・劉宣一派と劉孝孫・劉焯・張胄玄一派とが互いの威信を賭けて、十數年もの長期間に亘り、自派説の正當性を主張して争い、消長する様相が詳述されている。

(高祖)受禪の初に及び、賓を擢きて華州刺史と爲し、儀同劉暉・驃騎將軍董琳(中略)門下參入王君瑞・荀隆伯等と議して新曆を造らしめ、仍ほ太常卿盧賁をして之を監さしむ。賓等、何承天の法に依り、微かに増損を加ふ。四年二月、撰成り奏上す。高祖詔を下して曰く、張賓等心を算數に存し、古今に通治す。陳聞有る毎に、敬沃する所多し。(中略)宜しく天下に頒ち、法に依りて施用せよ。(中略)

張賓等創る所の曆既に行はれ、劉孝孫、冀州秀才劉焯と、並びに其の失を稱し、學に師法無く、刻食中たらずと言ひ、駁する所、凡そ六條有り。(中略)時に新曆初めて頒し、賓、高祖に寵せらる有り、劉暉之に附會し、升せられ太史令と爲る。二人協議し、共に孝孫を短り、其の天曆を非毀すると言ひ、率意迂怪なり。焯又妄に相ひ扶證し、時人を惑亂す。孝孫・焯等、竟に他事を以て斥罷さる。後、賓死し、孝孫、掖縣丞と爲り、官を委し

て京に入り、又上し、前後に劉暉の詰る所と爲り、事寢みて行はれず。仍ほ孝孫を留めて、太史に直し、累年不調、觀臺に寓宿す。乃ち其の書を抱きて、弟子輿櫬し、來りて闕下に詣り、伏して慟哭す。執法拘へて以て之を奏す。高祖焉を異とし、以て國子祭酒の何妥に問ふ。妥其の善なるを言ひ、卽日擢きて大都督を授けられ、賓の曆と短長を比較せしむ。是に先んじて信都の人張胄玄、算術を以て太史に直たるも、久しく未だ名を知られず。是に至りて孝孫と共に賓の曆を短り、異論鋒起し、久しうして定まらず。十四年七月に至りて、上、日食の事を參問せしむ。（中略）是に於て高祖、孝孫・胄玄等を引き、親しく自ら勞徠す。孝孫因て請ふ、先に劉暉を斬り、乃ち曆を定む可しと。高祖懼ばず、又た之を寵む。俄にして孝孫卒し、楊素・牛弘等之を傷惜し、又た胄玄を薦む。上召して之に見みゆ。胄玄因て日長影短の事を言ひ、高祖大いに悦び、賞賜甚だ厚く、與りて新術を參定せしむ。劉焯、胄玄の進用さるを聞き、又た孝孫の曆法を増損し、名を七曜新術と更め以て之を奏す。胄玄の法と頗る相乖爽す。袁充と胄玄と之を害し、焯又た寵む。十七年に至り、胄玄の曆成り、之を奏す。上、楊素等に付し其の短長を校せしむ。劉暉、國子助教王煥等と舊曆術を執り、迭いに相駁難し、司曆劉宜と、古史影等を援き據り、胄玄を駁して云ふ（中略）。迭いに相駁難し、高祖惑ひ、時に決せず。（『隋書』律曆志中）

張胄玄は、渤海備の人也。博學多通にして、尤も術數に精し。冀州刺史趙煥之を薦む。高祖徵して雲に騎尉を授け、太史に直し、律曆の事を參議せしむ。時輩多く其の下に出づ。是れ由り太史令劉暉等甚だ之を忌む。然れど暉の言多く中らず、胄玄の推歩

する所甚だ精密、上、之を異とし、楊素と術數人とをして六十一事を立議せしむ。皆舊法の久しく通じ難き者、令暉と胄玄等とをして之を辯析せしむ。暉、口を杜して一として答ふる所無く、胄玄の通づる者五十四なり。是れ由り擢かれて員外散騎侍郎を拜し、太史令を兼ね、物千段を賜ふ暉及び黨與の八人皆之を斥逐す。新曆を改訂し、前曆の差一日あるを言ふ。内史通事顏敏楚上言して曰く、落下闊、顚頃曆を改めて太初曆を作り、云ふ。後、當に差一日あるべし。八百年當に聖者有りて之を定むと。計るに今相去ること七百一十年。術者其の成數を擧げ、聖者の謂ひは、其れ今に在るかと。上、大いに悦び、漸やく親用さる。（『隋書』張胄玄傳）

唐の武德年間に至ると、高祖李淵は傅仁均の「戊寅元曆」を採用して新曆とした。しかし、すぐに中書令封德彝がこの曆術の差謬を奏して異を唱え、王孝通が反駁文を作り、「甲辰元曆」を主唱し、またも曆術論争が再開された。この論争は吏部郎中祖孝孫の裁定により一旦は「仁均曆」に落ち着いたかに見えた。しかし、貞觀初に至ると、また陰弘道が王孝通の舊説を持ち出して反駁し、なかなか屈することがなかつた。そして遂には『隋書』『晉書』中の天文・律曆・五行各志を撰したという李淳風までもがこの論争に加わり、「仁均曆」の「十八事」に反駁を加え、且つ自説を提唱するという事態になつた。結局、この時は大理卿崔善爲が兩者の折衷説によつて裁可を下し、一應の收拾を見たものの、決して決着が着いたわけではなかつた。貞觀年間中、なお曆術論争は繼續して行われ、互いに他派説を激しく反駁している。

傅仁均は滑州白馬の人なり。曆算・推歩の術を善くす。武德の

初め、太史令庾儉・太史丞傅奕表して之を薦む。高祖因て召して舊曆を改修せしむ。仁均因て上表して七事を陳す。(中略)數月を経て曆成り奏上す。號して戊寅元曆と曰ふ。高祖之を善しとする。武德元年七月、詔して新曆を頒す。(中略)後、中書令封德彝曆術の差謬を奏し、吏部郎中祖孝孫に敕して其の得失を考せしむ。又た太史王孝通、甲辰曆法を執りて以て之を駁して曰く(中略)「仁均對へて曰く(中略)。孝孫、仁均の言を以て然りと爲す。貞觀の初め、益州の人陰弘道有り。又た孝通の舊説を執り以て之を駁し、終に屈する能はず。李淳風復た仁均の曆の十有八事に駁す。大理卿崔善爲に敕して二家の得失を考せしむ。餘の一十一條は並びに舊定に依る。」(『舊唐書』傅仁均傳)

唐初においては上述のような曆術論争のみならず、禮儀・律令等の諸問題に對しても黨派的論争が盛んに展開されている。それ故、これらの論争の趨勢や歸結に強く影響される國史修訂事業は、變遷する規準に應じていつも記述内容を變更する必要に迫られ、修訂實務は圓滑に進捗することは少なく、容易に完成に至らなかつたのである。

武德五年に令狐德棻の建言を受け、高祖李淵が下詔して、具體的な分擔責任者まで決め、實行にとりかかつた正史修訂事業も、やはり非常に難航し、數年を経過した後、結局は完成できなままで取りやめになつてゐる。令狐德棻の建言通り「如し更に十數年後ならば、恐らくは事跡湮沒せん」という懸念が存在したのであるから、この修訂事業は當然急ぐ必要があつた。それにも拘わらず、數年間もかけてなおかげなかつたのは擔當者間に意見の相違が發生し容易に一致しなかつたからに他ならない。太宗李世民により、再度修訂の詔敕が下された際には、「衆議」によつて中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞禮の

擔當した「魏史」が「既に魏收・魏濬二家有り」という理由で外されている。この事實から見て、高祖下詔の際には、なお少なくとも正史修訂の範圍に關して意見の相違が存在し、統一見解が固まつていなかつたものと見受けられる。更には、實際、この正史修訂事業には上述の曆術論争に直接拘わつていた大理卿崔善爲・吏部郎中祖孝孫・中書令封德彝等が詔を受けて參與していた關係上、撰者間に曆術に攜わつた各學士の列傳の採否や記述の仕方に異論が多く發生し、それを統一することは極めて困難となつていて。その上、正史修訂の詔を受けた有力側近たちは「七廟」「服喪」などの儀禮の問題に於いても對立關係にあつたので、正史の修訂はますます困難なものとなり、結局は修訂そのものを断念せざるを得ない状態に陥つたのである。そのことに鑑みて太宗は再度修訂の折りには、下記の通り、各正史の修訂者を大幅に入れ替えている。

(高祖) 詔を下して曰く、司典の序言、史官の記事は、得失を考論し、變通を究盡し、義類を裁成し、惡を懲し善を勧め、多く前古を識り、鑑を將來に胎す所なり。(中略) 中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞禮・魏史を修す可し。侍中陳叔達・祕書丞令狐德棻・太史令庾儉・周史を修す可し。兼中書令封德彝・中書舍人顏師古・隋史を修す可し。大理卿崔善爲・中書舍人孔紹安・太子洗馬蕭德言・梁史を修す可し。太子詹事裴矩・兼吏部郎中祖孝孫・前祕書丞魏徵・齊史を修す可し。祕書監竇璡・給事中歐陽詢・秦王文學姚思廉・陳史を修す可し。務は詳覈に在れば、博く舊聞を探り、義は不刊に在れば、書法に隱無し。瑀等詔を受け、數年を歷て、竟に就る能はずして罷む。

貞觀三年太宗復た修撰を敕す。乃ち令狐德棻は祕書郎岑文本と

周史を修し、中書舍人李百藥は齊史を修し、著作郎姚思廉は梁・陳史を修し、祕書監魏徵は隋史を修し、尚書左僕射房玄齡と諸代史を總監せよ。衆議、魏史既に魏收・魏濬の二家有るを以て、已に詳備爲りとし、遂に復た修せず。(『舊唐書』太宗紀)

李世民政權は高祖政權とは異なり、確かに杜如晦・房玄齡等、十八

學士と呼ばれる秦王府以來の有能で忠實な側近を擁していたが、貞觀

年間に入つても決してなお同時に書籍の蒐集や經書の定義・正史の編纂修訂等といつた複數の、多岐に亘る國策事業を一致結束して完遂できるほど十分な人材を抱えていたわけではなかつた。それ故、魏徵・房玄齡・令狐德棻・長孫無忌・許敬宗等といつた、相互に意見・性質・思想・立場を異にする、限られた有力側近たちが次々と受詔し、政權としての整合性ある統一的見解も持たないまま、各事業の總裁として、自派の多數の學士を奏引して、複數の事業を並行して擔當して行かざるを得なかつたのである。その結果、國家經營に繋がる各種儀禮を内包する經典や、史書の修訂問題に於いて政權内部で往々にして意見の对立が起つてゐる。

例えれば、孔穎達一派と魏徵一派は、「服喪禮」や「七廟」等の創設に關して對立し、相當の期間、相互に他派説に激しく反駁を加え、自派説の正當性を強く主張して争つてゐる。この深刻な對立論争に關しては島一氏の「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』(上)(下)」に詳しい。<sup>(3)</sup>

また貞觀以來朝廷の修訂する國史の殆どすべてに關與してゐる許敬宗は、高祖から隋史編纂の下詔を受けた中書令封德彝を恨み、彼の傳に罪惡を書き加えたり、敬播所修の高祖・太宗實錄に對しては自己の愛憎によつて刪改を加えたりして、史書の修訂に於いても李世民政權内部に少なからず對立關係が存在してゐたことは確

實である。<sup>(4)</sup>

これらの對立は當然彼らの關係した『五經正義』『五代史志』等の編纂修訂事業に強い影響を與え、各派の消長に從つて、それぞれの當該部分を何度も改訂する必要に迫られていた。その結果『五經正義』にせよ、『五代史志』にせよ、修訂完成までに相當の糾餘曲折があり、非常に長い時間を要したのである。

こうした貞觀年間の情況下に、個々の事業が次々と立案され、早々のうちに强行實施されていつたのであるから、當然の結果として各事業はすぐに混亂と停滞をきたし、圓滑に遂行されることは極めて稀であつた。實際、高祖の武德五年に一度實施されて成書出來なかつた正史の修訂事業は、太宗の貞觀三年に再び建議され、修訂作業が開始實行されたものの、十五年間もの長年月を費やし、なお當初計畫に盛り込まれていた「志」の修訂を未完成として殘したまま、貞觀十八年になつてやつと「紀傳」のみが上進されているのである。この間、名目的には撰者の交代はなかつたとしても、擔當者間の實質的役割の比重に變化が起つてゐることは確實である。當初、魏徵とともに「諸代史」の總監を擔當していた房玄齡は、貞觀十年以降、『晉書』の修改に重點を移し、「諸代史」編纂の中心的總監は魏徵、實質的總知は令狐德棻に變遷してゐる。また、この「諸代史」編纂の中心的總監で、『隋書』紀傳の撰者に題されている魏徵にしても、決して『隋書』修訂の事業のみに專念してゐたわけではない。太宗に「貞觀の後、心を我に盡し、忠讐を獻納し、國を安んじ民を利し、犯顏正諫して、朕の違を匡す者は、唯だ魏徵のみ。」と言わしめるほど朝政に忠勤精勵する一方、貞觀二年に祕書監に遷つて以來、數年に亘る四部書校訂の統括、貞觀三年の下詔より十五年かかつた「五代史」撰定の「總知」、

並びに「隋史」の「序論」及び「梁・陳・齊書」の各「總論」の著作に從事していた。それのみならず、この間、並行して數年間『戴聖禮記』の編次の校勘整理を行つていた上、なお先儒の訓注の善きものを採録し、『類禮』二十卷をまとめ上げる仕事に從事している。このような複數の事業に同時並行的に從事している以上、「總知」の役目があると「言うものの、どうしても現實には各専門の學士による分業に委任してしまふ」とが多く、統一的規準でもつて全體を統括調整し、有機的整合性を持つた書物に仕上げるとは殆ど困難であった。その結果、唐初に國策事業として編纂修訂された書籍は往々にして前後で矛盾・齟齬する不可思議な缺點を内包するものとなつてゐる。

例えば『五代史』『五代史志』と多くの撰者が重なる唐修『晉書』一百三十卷の修撰の場合は、時間的には意外と短く、貞觀二十年に開始され、僅か三年足らずの貞觀二十二年に完成している。しかし、これは二十一人という極めて多數の分擔による相當無理強引な修訂作業によつて完成しているのである。房玄齡・褚遂良・許敬宗の三人が監修を擔當し、令狐德棻・敬播・李淳風・李延壽など十八人がそれぞれ分擔して帝紀・列傳・各志・載記の修改訂に從事したという。政權内部の基盤を異にする三人の統括監修者、専門分野を異にする十八人の修改訂者という陣容によつて重修改訂された『晉書』は、撰者の題記からして、「御撰」「房喬撰」「許敬宗等撰」等と種々に記される諸本が遺存しており、誰が實際の中核的撰者であつたかも遽に判定し難い。しかも、前後での不可思議な矛盾・齟齬や敍事の錯誤・疎漏等も極めて多く、後世、正史中で最も杜撰な書と評されているのみならず、五十年後、同じ唐王朝の史官である劉知幾によつて書かれた『史通』に於いてさえ、既に大變不評である。

實際『晉書』馮紇傳に「紇兄恢、自有傳」、殷顥傳に「弟仲文・叔獻、別有傳」とそれぞれ明記しているのにもかかわらず、馮恢傳や殷叔獻傳がない。また李重傳に「重議之、見百官志」と明記しておきながら、『晉書』には「百官志」がなく、「職官志」にも李重の奏議は載録されていない。更に司馬彪傳に「語在郊祀志」とあるにもかかわらず、「郊祀志」がなく、その「語」は「禮志」にも全く載録されていない。

このような單純な齟齬・矛盾がかなり多く存在しているのは、複數の者が有機的連攜を缺いたまま各自の擔當箇所の實務のみに當たつていたことに起因していると思われる。ある撰者が自己の擔當する列傳部分において藍本の『臧榮緒晉書』の記載通り「語在某志」の如く記錄しながら別の撰者はそのことを全く等閑にして、自己の擔當する「志」部分において『臧榮緒晉書』以外の文献の記載を採用し、そのまま記録した結果發生したものと想定される。それでも、もし全體を統括監修する者が有機的連攜を考慮して點検しておれば、このような齟齬・矛盾は防止できるのであるが、房玄齡・褚遂良・許敬宗などは、自己の功績を擧げることのみに腐心し、擔當する部分に限つて監修するだけで、相互の矛盾などに關心は薄く、實際には全體の監修を實行しなかつた。その結果、こうした單純な齟齬が生じたに違ない。

なお唐修『晉書』には拙論「晉書の性質について」で詳述した通り、例えば事實を捏造までして王羲之を「盡善盡美」の「書聖」に作り變えているような、李世民政權の政策による意識的な改變も相當數存在している。『隋書』經籍志にもやはり同種の意識的改變が内在しているので、その改訂復元の際には、この點を十分留意する必要があ

る。

「五代史」修訂事業の一環として當初から豫定されながら、容易に實行出來なかつた『五代史志』の修訂に至つては、『晉書』改訂の下詔より五年前の貞觀十五年に「續成」の詔敕が下されながら、難航を極め、『晉書』の完成上進より大幅に遅れ、終には太宗李世民の生前には間に合わないという事態を招來している。これは『五代史志』には李世民政權の側近間においてなおも對立論争が繼續存續していた藝術・禮儀問題と直接關聯する「禮儀志」「律曆志」及び「經籍志」が含まれている關係上、その編纂修訂は現實的政治問題と直結しており、『晉書』の修改訂よりよほど調整が面倒で手間取り、結局『五代史志』十志三十卷は、十五年間の餘曲折を経た後、『晉書』上進より八年後の、高宗の顯慶元年になつて漸く途中から總裁として修訂に加わつた長孫無忌の手によつて上進されているのである。

『隋書』經籍志の修訂は下詔から上進まで十五年間という長い時間を要し、實際、實務擔當者も何回か交代し、「其の先よりの撰史人は、唯だ令狐德棻のみ重ねて其の事に預る」(『史通』外編古今正史)と言ふ状態であつたし、統括監修者も「又た經籍志四卷、獨り云ふ侍中、鄭國公魏徵撰と。无忌傳又た云ふ永徽三年、始めて詔を受けて監修すと。疑ふらくは當時先に已に刊修し、无忌は成書に因りて進まつりしか。」(宋天聖二年隋書刊本原跋註)といふ通り明らかに魏徵から長孫無忌に代わつてゐる。

『隋書』經籍志は「總序」において「其の舊錄の取る所も、文義淺俗にして、教理に益無き者は、並びに之を刪去す。其の舊錄の遺す所も、辭義采る可く、弘く益する所有る者は、咸な之を附入す」と明記されている通り、現存書すべてを著錄したのではなく、一定の規準で

### 三 『隋書』經籍志の改訂復元 ——「通俗文一卷服虔撰」

唐初の時期は、隋大業末の混亂で煬帝の祕府所藏圖書の大半は散逸し、僅かに傳存していた隋の舊書八千餘卷も、武德五年に高祖が獲得した後、京師へ運搬する途中、水没亡失してしまい、「存する所の者、十に一、二もなし。其の目錄も亦た漸漏する所と爲り、時に殘缺有

もつて書籍の取捨選擇を行つた後、これを著錄したものである。それ故、この十五年という長期間に及ぶ編纂修訂作業中に中核的撰者が交代するとともに、編纂規準に變動が起り、種々の問題が派生し、既に完成していた部分の改訂が必要となつてくる。しかしながら、當時にあつては、複數の分擔により、長期間かけて完成したものの一から全面的に整合性を持つよう改訂して行くだけの力量も時間的餘裕もなかつた。その結果、中核的撰者交代後の改訂は個別、部分的に限制して實施するよりほか方法がなかつた。かくて十五年間もかけ、各専門の學士が編纂修訂に從事して完成したにしては誠に杜撰なものとなり、「總序」に明記されている「書序」の數と實際のそれとが大きく食い違つてゐると、同一書が多數重複著錄されているとかといつた意外と單純な齟齬・矛盾を多く内包するようになつてしまつたのである。それ故、いくら「専門々々」の學者が編纂を擔當したとしても、一概にこれを信頼して立論の根據とするとは甚だ危険なのである。

『隋書』經籍志を有効な立論の根據とする爲には、是非ともこうした多數の瑕疵・缺點を生み出した原因を考慮した上、出来るだけ多くの『隋書』經籍志刊行當時の文獻資料と照合比較し、分析検討を加えることによつて修正して行く必要があらう。

り」（『隋書』經籍志總序）といふ状態にあつた。これは、上述の國策事業の遂行にとって最悪の状況であり、そのままで圖書目録はおろか、まともに圖書の修改訂などができる状態ではなかつた。そのため、高祖李淵政權は勿論のこと、太宗李世民政權も貞觀年間の初めの數年間は先づ祕府を整備充實すべく、多額の資金を投入して銳意民間に傳存する圖書・繪畫・書跡の發掘購入に努めてゐる。

（武德四年）時に海内漸く平ぐ。太宗乃ち經籍に銳意し、文學館を開いて以て四方の士を待つ。（『舊唐書』太宗紀上）

時に喪亂の餘を承け、經籍<sup>1</sup>逸す。德業遺書を購募し、重ねて錢帛を加へ、楷書を増置し、繕寫せしめんことを奏請す。數年間に以て、羣書略ば備はる。（同今孤德業傳）

貞觀二年、祕書監に遷り、朝政に參與す。徵、爭亂の後、典章紛雜するを以て、學者を奏引し、四部書を校定せしむ。數年間に以て、祕府の圖籍、粲然として畢く備はる。（同魏徵傳）

太宗嘗て御府の金帛を出して王羲之の書迹を購求す。天下爭ひて古書を齋し闕に詣りて以て獻ず。當時、能く其の眞偽を辨ずる莫し。遂良備に出づる所を論じ、一として舛誤無し。（同褚遂良傳）

その結果、『隋書』經籍志修訂の頃には、「總序」に明記されているように、祕府はすべてひつくるめて「一萬四千四百六十六部・八萬九千六百六十六卷」の所藏書を有するまでに充實していと。しかし、隋の牛弘の獻書の事例より見ても分かるよに、發掘蒐集された圖書は必ずしも出所の確かなものばかりでなく、いつも偽書が多く含まれているものであるから、これらの圖書を一々審議して眞偽を定め、校訂・分類して書目を修訂することは至難のことである。統括監修に當たつた有力側近達は互いに立場や意見を異にしてゐる上に、

朝政に預かり、極めて多忙な日々を送つてゐたのであるから、實際に専門の領域でもない圖書全體に亘つて統括監修することなど初めから殆ど無理な状況にあつた。また、奏引を受けて實際に修改訂に從事する各専門の學士達にしても、多くの解決至難の問題を抱え、現實的には殆ど慎重な審議校訂など實施できるような状態になかつた。梁末にはなかつた著名な「蘭亭序帖」が突然出現した際には褚遂良が本物と鑑定して、「右軍書目」に著録したのであるが、本物と判定する根據は全く記されておらず、偽物の嫌疑が濃厚である。しかし、李世民の書聖王羲之を模範とする方針の下に早速唐修『晉書』に全文が採録されている。貞觀年間にはこのように出所不明の不確かな書籍や書帖が多數朝廷に入つてるので、よほど慎重な鑑定を要したのであるが、『隋書』經籍志を見る限り、慎重さに缺けた無造作な著録のみならず、偏向した規準による取捨すら諸處に見受けられる。

『隋書』經籍志「經部小學」には「通俗文一卷、服虔撰」という著錄がある。一見して何の問題もなく、祕府の藏書を見て、すぐに「經部小學」に分類して著録されたように見える。しかし、實はここには決着困難な問題が内在しているのである。

『顏氏家訓』書證篇によると、この「通俗文」は世間の流布本では確かに「河南の服虔、字は子愼造る」と題されている。しかし漢代の學者である服虔の撰したこの「通俗文」の敍中には魏朝の蘇林・張揖が引用されている上に、鄭玄以前には全く理解されていなかつた反音（反切の音）の記載がある。しかも、その反音は「近代の俗音」に符合している。それのみならず、「七錄」の撰者梁の阮孝緒は「通俗文は李虔が造つたもの」と記しているという。しかし、河北の家<sup>2</sup>とに藏されていたという通行本「通俗文」には李虔の作と題する

ものなど一つもない。『晉中經簿』及び『七志』にはいずれも『通俗文』という書目の記載すらない。結局『通俗文』はいつたい誰の制作したものか明確にすることはできないと明記している。

通俗文、世間題して云ふ、河南の服虔、字は子愼造ると。虔は

既に是れ漢人なるに其の敍に乃ち蘇林張揖を引く。蘇張は皆是れ魏人。且つ鄭玄以前は全く反語を解せざるに、通俗の反音は甚だび七志並びに其の目無く、竟に誰の制なるか知るを得ず。然れど其の文義尤に懶ひ、實に是れ高才。殷仲堪の常用字訓も亦た服虔の説を引く。今復た此の書無く、未だ即ち是れ通俗文に當に異有るべしと爲すか知られず。近代或ひは更に服虔有るか、明かにする能はず。

『晉中經簿』及び南齊王儉の『七志』に『通俗文』の記載がなく、梁朝の阮孝緒が『通俗文』は「李虔の造る所」と記している以上、少なくとも南齊朝には「河北」に通行したという服虔撰の『通俗文』は傳存しておらず、梁朝には李虔の作った『通俗文』が確かに存在していたことになる。このような場合『隋書』經籍志はたとえそれが亡書であつたとしても、通例、阮孝緒『七錄』に據つて「梁又有通俗文一卷李虔撰、亡」と記録することになつてゐる。それにも拘わらず、この場合は「これを全く無視して實に無造作に『通俗文一卷服虔撰』とのみ著錄している。

貞觀年間には、現存した『通俗文』はすべて「河北」の通行本で、いづれも「河南服虔字子愼造」と題署され、『顏氏家訓』に言う「李虔撰」と題されたものは本當に一本もなかつたのであらうか。

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

『隋書』經籍志と編纂時期の近い類書の『北堂書鈔』や『藝文類聚』を調査してみると、ともに『通俗文』からの引用がある。しかし、いずれも「服虔」や「李虔」の名は冠していないので、撰者名は不明である。

北堂書鈔 緯 通俗文云、煮米爲糒。  
藝文類聚 匕首 通俗文曰、匕首、劍屬。其頭類匕。故曰匕首。  
同 稍 通俗文曰、矛丈八者謂之稍。

『北堂書鈔』は虞世南が隋の祕書郎在任中に撰したものである。それ故、當然『顏氏家訓』に「河北」に「家藏」されていたと言う『通俗文』から引用しているはずである。「河北本」には李虔撰と題するものは一本もなく、みな服虔撰と題されているというのであるから、當然「服虔通俗文云」として引用するのが普通である。しかし、實際には單に「通俗文云」として引用している。『北堂書鈔』の撰者は恐らく撰者名を題記していない『通俗文』が存在しているのを見て、そこから引用したのであろう。それというは高祖李淵の武德年間に編纂された『藝文類聚』にも同じように單に「通俗文曰」として引用されており、その一つ「匕首」の引用文は『文選』李善注に「通俗文曰」として引用されているものと一致しているからである。『文選』李善注は一般に引用書の題名を嚴密に區別して記している。だから、そこに撰者名を冠していない『通俗文』と服虔の名を冠した『通俗文』の二種類が引用されているということは唐初には、「服虔通俗文」とは別に撰者不明の『通俗文』の兩種が傳存していた可能性が強い。

實際『隋書』經籍志上進の一年後、顯慶三年に完成している『文選』李善注を見ると、次のように「服虔通俗文曰」とする六箇條の引用と「通俗文曰」とする十五箇條の引用とが區別して記されている。

- (東京賦注) 通俗文曰、露髻曰纏、以麻雜爲髻如今撮也。髽、士爪切。
- (上林賦注) 通俗文曰、水鳥食謂之喙、與喙同、所甲切。喙、文甲切。咀、才汝切。嚼、才削切。
- (長楊賦注) 通俗文曰、骨中脂曰髓、古字髓。
- (登樓賦注) 通俗文曰、暗色曰黓。慘與黓古字通。
- (江賦注) 通俗文曰、髮亂曰鬢。
- (秋興賦注) 通俗文曰、髮垂而髡。方斜切。
- (緒白馬賦注) 通俗文曰、天子出虎賁伺非常、謂之遮遡。
- (長笛賦注) 通俗文曰、營居曰鄖。
- (琴賦注) 通俗文曰、樂不勝謂之嘵嘵。嘵烏沒切。嘵、巨略切。
- (洛神賦注) 通俗文曰、耳珠曰璫。
- (傅咸詩注) 通俗文曰、耳珠曰璫。
- (沈約詩注) 通俗文曰、幘道曰簪。
- (謝靈運詩注) 通俗文曰、板閣棧。
- (王粲詩注) 通俗文曰、日陰曰暎。
- (於獄上書自明注) 通俗文曰、匕首、其頭類匕、故曰匕首。短而便用。
- (與鍾大理書注) 通俗文曰、脂在腰曰肪。音方。
- (過秦論注) 通俗文曰、罰罪曰譴。丈卮切。
- (王命論注) 通俗文曰、不長曰𠙴。細小曰靡。莫可切。
- (六代論注) 通俗文、權謂械也。
- (養生論注) 通俗文曰、所以髮理 謂之刷也。
- (辨命論注) 通俗文曰、嗚、口不正也。去皮切。

これは貞觀年間に二種類の『通俗文』が傳存していたことを明證していると言えよう。更に具體的に各引用文の内容を見ると、「通俗文曰」にも「服虔通俗文曰」にもいずれも『顏氏家訓』に記載されている通り、「髽、士爪切」「嘵烏沒切」の如く「反音」が明記されている。この反音は後漢にはなお發明認識されていなかつたものである。それ故、貞觀年間に傳存していた『通俗文』の撰者を單純に後漢の服虔と判定して登録するのは誤認と言わざるを得ない。しかし、李善注もこの點に留意せず、そのまま引用しているところを見ると、唐初には反音が六朝の發明とする認識は一般的でなかつたかもしれない。ただ、『隋書』經籍志の撰者は、殊に顏之推の『訓俗文字略』を「通俗文一卷服虔撰」の直後に登録しているくらいであるから、同じ撰者の『家訓』中の『通俗文』に關する記事を當然に見ていたはずである。ところが、後漢の服虔撰の『通俗文』中に魏朝の蘇林・張揖が引用されている矛盾點や南朝梁には『李虔通俗文』が傳存していたことなどを記した一連の記事には全く注意していないのみならず、顏之推の『家訓』自體をも一切無視し、登録さえしていない。貞觀年間に果たして『顏氏家訓』は現存していなかつたのであろうか。

しかし、『顏氏家訓』は李世民の詔を受けて貞觀年間に修訂された『五代史』の一つである『北齊書』中の顏之推傳に「有文三十卷・家訓二十卷、並行於世」と明記されている上、『舊唐書』經籍志に於いても、卷數こそ半減しているものの、『家訓七卷顏之推撰』と明確に登録されている。尙かつ李世民政權に仕官して祕書少監を拜し、專ら刊正を典どつていた顏師古は顏之推の直系の孫に當たる人物であつたから、自らの手で自家傳來の『家訓』を朝廷に齎らし、それが貞觀年間に現存していたことは確實である。

同じ顔之推撰の『訓俗文字略』『冤魂志』『七悟』が登録されているにも拘わらず、確實に現存していた『顏氏家訓』が登録すらされていないのは、『隋書』經籍志の撰者たちが意識的に『顏氏家訓』を排除して登録しなかつたとしか考えようがない。實際『隋書』經籍志は「總序」にたとえ現存書であつても「文義淺俗にして、教理に益無き者は並びに之を刪去す」と明確に宣告している通り、撰者が「教理に無益」と見なしたものは意識的に排除するという方針で編纂修訂されているのである。

そこで、顔之推の『家訓』の内容を見てみると、序に自ら「徒だ古書の誠の、目を経、耳を過ぐるに非ざるのみ」（序致篇）と述べる如く、單なる通り一遍の「古書の誠」ではない獨自の教訓が子孫の爲に記されているのである。これらの中には確かに李世民政權にとって無益と見なされる嫌惡すべき厄介な内容が多く含まれている。

父子兄弟間の不和が絶えず、互いに謀殺を企むほど憎惡し合い、實際、自身は兄弟を殺し、父に迫つて強引に譲位を受け、息子の皇子たちも互いに争つて殆どが若くして不幸な死を遂げている李世民一家は、世間から常に「太宗の賢を以て、愛を見弟に失ひ、教えを諸子に失ふは何ぞや」『舊唐書』と疑問を提出され、指弾を受けている。こうした弱點を持つていた李世民政權は、主に子孫の教導を記した『家訓』には殊に注意し、過敏に反應せざるを得なかつた。

現存の『顏氏家訓』は序致・教子・兄弟・後娶・治家・風操・慕賢・勉學・文章・名實・涉務・省事・止足・誠兵・養生・歸心・書證・音辭・雜藝・終制の二十篇からなつており、「序致」にいう「此の二十篇を留め、以て汝曹の後車と爲さんのみ」とぴたり合致し、一篇を一巻とする『北齊書』に言う「二十巻」とも符合している。それ故、これが元來の

『家訓』と大きく變動していることはないと考えられる。この『顏氏家訓』にはまず最初に七條から成る子弟の教育論が記載され、しかも、それらの多くは李世民政權が「正義」の定立を目論む「五經」を引用し、獨自の子弟教育論を開闢している。『隋書』經籍志の撰者としては當然これが李世民政權にとって「益」有るものか否かを検討して登録の是非を決定する必要があつた。

『顏氏家訓』に頻出する子を偏愛して災厄を招來することを戒めた内容は、自身の兄弟及び皇子間に激越な鬭争が展開され、家庭教育に失敗した體験を持つ李世民にとっては世間の批判を呼び起す危惧があるので、單に不愉快なだけではなく、政權維持の爲には無益であると同時に甚だ危險な面を有していた。就中、殊に齊の琅邪王儼が傲慢奢侈の舉げ句、嫌惡する宰相を詔を矯めて斬殺し、その反撃を懼れて、麾下の兵士を「殿門」警備に當たらせた事件の記載に至つては、李世民自身が最も觸れられたくない玄武門事件や皇太子承乾の謀反事件を直接連想させる話柄であるだけに、『隋書』經籍志の撰者は、このような内容を持つ『家訓』を無益で危險なものとして排除する必要があつた。その結果、貞觀年間に確かに現存していた顔之推撰の『家訓』は登録を抹消されたのである。

齊の武成帝の子琅邪王は太子の母弟なり。生れながらにして聰慧、帝と后と並びに篤く之を愛す。衣服飲食、東宮と相準す。帝、面する毎に之を稱して曰く、此の黠兒や、當に成す所有るべしと。太子の即位するに及び、王、別宮に居るも、禮數優僭し、諸王と等しからず。太后猶ほ不足を謂ひ、常に以て言を爲す。年十許歳にして、驕恣節無く、器服玩好、必ず乘輿に擬す。嘗て南殿に朝し、典御の新冰を進まつり、鉤盾の早李を歎するを見て、還

りて索むれども得ず。遂に大いに怒り、詢して曰く、至尊已に有り、我は何なる意にて無きかと。分齊を知らざること、率ね皆此の如し。識者多く叔段州吁の譏有り。後、宰相を嫌ひ、遂に詔を矯めて之を斬る。又た救有るを懼れ、乃ち麾下の軍士を勒し、殿門を防守す。既に反する心無く、勞を受けて罷る。後、竟に此に坐して幽薨す。

その外、『顏氏家訓』には李世民が非常に敬愛し、『晉書』を重修するに際しては、わざわざ自身で贊論を書き、それぞれ文と書の模範と規定している陸機、王羲之を批判する内容の文もあり、全體的に李世民の創建しようとする國是と齟齬する點を多く内包している。

『隋書』經籍志の撰者は、このような傾向を有する『顏氏家訓』中の各記事に對しても、當然、意識的に批判的見方を示し、極端な場合は全く無視する必要があつた。その結果、『通俗文』の著錄に際しては、『顏氏家訓』に記載されている事實や疑問に對して悉く意識的に無視もしくは否定する方針を以て臨み、單純に「通俗文一卷服虔撰」と著録したのである。

尙、『隋書』經籍志より後に編纂されたものであるが、『舊唐書』經籍志には「續通俗文一卷李虔撰」が登録され、『初學記』には「李虔通俗篇曰」「通俗文曰」「服虔通俗文曰」の如く、三種類の「通俗文」からの引用文が收録されているので、唐朝に李虔の「通俗文」と呼ばれた書籍がなお遺存していたことは確實である。それ故、『隋書』經籍志の撰者がこれら「通俗文」に拘わらずすべての疑問點を無視して「通俗文一卷服虔撰」のみを著録して済ませているのは、やはり上述のように李世民政權の都合による取捨選擇が行われた結果と斷定して間違いかろう。

以上の諸事實より見て、『隋書』經籍志の「通俗文」に關する記載は少なくとも次のように改訂する必要がある。

通俗文一卷服虔撰 通俗文無名氏撰 通俗文李虔撰殘缺

梁又有通俗文李虔撰 亡

貞觀年間當時確かに現存していたにも拘わらず、上述のような李世民政權の想定する教義に益無しと判定され、意識的に排除され、「隋書」經籍志に登録されていない書籍は、「顏氏家訓」以外にも多數存在していると推定される。例えば陸德明の『經典釋文』も經典の解釋で李世民政權の中権にあつたものと對立する點が少なくなつたので意識的に排除され、登録されなかつた可能性が極めて強い。陸德明は貞觀年間まで生き、唐朝に仕官していた學士であるから『隋書』經籍志に登録されていないのではないかと考える向きもあるが、それは「周易并注音七卷祕書學士陸德明撰」「衆易大義二卷陸德明撰」と著録されているから完全に否定できる。『經典釋文』の「序錄」を調査してみると、經書の次第・存書名・卷數など、多くの面で『隋書』經籍志と齟齬しているところが多く存在しているので、この書籍が登録されていらないのはやはり陸德明の考證が李世民政權に合致せず、「無益」なものと判定された結果であると見た方が妥當であろう。

今後、可能な限り『隋書』經籍志を當時の書籍の傳存實態に近づける爲には、むしろ對立關係を有していたような人物の編纂修訂した書籍の記載、例えば陸德明の『經典釋文』の「序錄」に記載されている經書に關する事項や唐初に編纂された『藝文類聚』・『羣書治要』・『文選李善注』等の著書に關する記載事項を中心に据えて、兩者を比較分析した後、更に『隋書』・『梁書』・『北齊書』・『北周書』・『陳書』の紀傳に記録されている各個人の著書名・卷數等の記載を一々丁

寧に照合検討して行く方法を実施する必要があろう。

この他、『隋書』經籍志には撰者の作爲によるものではなく、傳寫や版刻の段階で發生した誤りが原因で齟齬矛盾が派生している箇所が相當數存在している。この復元改訂の場合は、『隋書』經籍志自身の正確な記載部分を基準にして、その體例を演繹歸納した後、これによつて誤記部分を修訂復元する方法が有効である。

それは例えば『隋書』經籍志に記されている「通計亡書合」という表記を利用して誤記を改訂する方法である。この「通計亡書合」という表記は實は「見存書」と「亡書」を通計した合計を意味している。從來、これはそのようく解されていなかつたので、實數に全く合致していない、極めて杜撰な計數と見られてきた。しかし、實際に「史部」の記載を一々丁寧に調査してみると、基本的には實數と一致している。それ故、これを基準として逆に「周易論十卷、齊中書郎周顥撰、梁有三十卷、亡」のように「見存書」と「亡書」が錯綜している表記を訂正復元できるのである。遺憾ながら、これらの方針による復元改訂は相當紙幅を要するので、稿を改めて實施することにする。

以上の分析検討の結果、現存の『隋書』經籍志には杜撰な編纂による齟齬矛盾は勿論のこと、李世民政權の都合による存書の意識的排除までも含んでいる事實が明確になつた以上、現存のままでは一概に

藤湖南博士のように「唐初の有名な學者が關係し、殊にその志類は學者たちが専門々々によつて關係したので、經籍志の各種類の總説に於ても、沿革をよく概括」しているとは認め難く、到底「今日に於ても、漢以來六朝の學問の變遷を知るには之に頼らねばならぬやうになつてゐる」とは認定し難い。まして安易に「ともかく、隋志に梁にあつたと書いてあるものによつて、七錄の大部分は復活される。」(支

那目錄學)などと言うのは誤解を招く虞れすらある。それ故、今後、魏晉南北朝及び隋朝の書籍存亡實態を究明して行く必要があろう是非、大方のご示教を願う次第である。

#### 注

(1) 興膳宏・川合康三著『隋書經籍志詳考』に『約文緒義』は『尚書序』(中略)をまねた表現か。その指すところは各序であるにちがいないのだが、序は總序から佛經部序まですべて四十八篇で、『凡五十五篇』といふ本文の記述は合致しない。(三十二頁)と明記されている。しかし、實際の「序」の數は「四十七篇」である。『隋書經籍志詳考』は『隋書』經籍志の齟齬・矛盾・缺落・誤記の修正のみならず、總序・各序の内容の眞偽や語句の出典、收載書籍の傳存情況など、全般に亘る綿密な調査を實施し、顯著な成果を擧げている。ただ「衆人」の手により、長い年月をかけて完成されたものだけに、『隋書』經籍志と同様、「體例」の不統一や「實數」の誤りなどがある。

(2) 「經部・書」の「梁有尚書音五卷孔安國・鄭玄・李軌・徐邈等撰」には「亡」字が必要であるにも拘わらず、脱落しており、「經部・禮」の「喪服經傳義疏一卷梁尚書左丞何佟之撰、亡」には不必要的「亡」字が記載されている。現存の『隋書』經籍志にはこの種の事象が相當多數存在している。存亡書の判定にはこの修正が不可避である。

(3) 島一「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』(上)」(『學林』第二十六號所收) 及び島一「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』(下)」(『立命館文學』第五四九號所收) 參照。

(4) 『舊唐書』許敬宗傳に「敬宗自掌知國史、記事阿曲。初、處世基與敬宗父善心同爲字文化及所害、封德彝時爲內史舍人、備見其事、因謂人

曰、世基被誅、世南匍匐而請代。善心之死、敬宗舞踏以求生。人以為口實、敬宗深銜之、及爲德彝立傳、盛加其罪惡。敬宗嫁女與左監門大將軍錢九鶴、本皇家隸人、敬宗貪財與婚、乃爲九鶴曲敍門閥、妄加功績、并升與劉文靜長孫順德同卷。敬宗爲子娶尉遲寶琳孫女爲妻、多得賂遺、及作寶琳父敬德傳、悉爲隱諸過咎。(中略)初、高祖・太宗兩朝實錄、其敬播所修者、頗多詳直、敬宗又輒以己愛憎曲事刪改、論者尤之。然自貞觀以來、朝廷所修五代史及晉書・東殿新書・西域圖志・文思博要・文館詞林・累璧・瑤山玉彩・姓氏錄・新禮、皆總知其事、前後賞賚、不可勝紀」と記録されていることから見て、許敬宗が「五代史」の修訂に從事していた封徳彝・敬播などと對立していたことは明確である。

(5)『史通』(古今正史)に「初、太宗以梁・陳及齊・周・隋氏並未有書、乃命學士分修。事具於上。仍使祕書監魏徵總知其務、凡有讚論、徵多預焉。始以貞觀三年創造、至十八年方就、合爲五代紀傳、并目錄凡二百五十二卷」と記されているので、修訂期間を十五年間とした。しかし、「舊唐書」太宗紀には「(貞觀)十年春正月壬子、尚書左僕射房玄齡、侍中魏徵上梁・陳・齊・周・隋五代史、詔藏于祕閣」とある。これに據ると、修訂期間は七年間となる。いずれにせよ、修訂期間が「長年月」であることには變わりはない。

(6)拙論「晉書の性質について(上)——陶潛傳と陸機傳を中心として」(『學林』第二十三號所收)及び「晉書の性質について(下)——王羲之傳を中心として」(同第二十四號所收)参照。

(7)拙論「王羲之『蘭亭序』不入選問題の檢討」(『學林』第二十號所收)及び「晉書の性質について(下)——王羲之傳を中心として」(『學林』第二十四號所收)参照。